

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号及び第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年一月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>一〇百二十三 (略)</p> <p>百二十四 (略)</p> <p>百二十五 ソトラシブ及びその製剤</p> <p>百二十六 (略)</p> <p>百二十七〇百八十三 (略)</p> <p>百八十四 (略)</p> <p>百八十五 ベバシズマブ (遺伝子組換え) 「ベバシズマブ後続二」及びその製剤</p> <p>百八十六 (略)</p> <p>百八十七〇百三十 (略)</p> <p>百三十一 (略)</p> <p>百三十二 イデカブタゲン ビクルユーセル</p> <p>百三十三 (略)</p> <p>百三十四・百三十五 (略)</p> | <p>一〇百二十三 (略)</p> <p>百二十四 セルモロイキン及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>百二十五 ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百二十六〇百八十二 (略)</p> <p>百八十三 ベバシズマブ (遺伝子組換え) 「ベバシズマブ後続二」及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>百八十四 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百八十五〇百二十八 (略)</p> <p>百二十九 アキシカブタゲン シロルユーセル</p> <p>(新設)</p> <p>百三十 チサゲンレクルユーセル</p> <p>百三十一・百三十二 (略)</p> |